

集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度の申請について

◆対象集合住宅集積所

市内の集合住宅(2戸以上で賃貸・分譲は問いません)で、同敷地内に専用の集積所を所有し、継続して使用しているもの。

◆ 認定要件(すべての項目基準に適合した場合に認定)

1. 認定要件と審査項目

認定要件	審査項目	内 容	確認方法
(1) 入居者等 への周知 等	①入居・退去時の説明・指導等	入居・退去時に、入居(予定)者に対し、ごみ・資源物の分別・排出方法について、わかりやすく説明・指導等を行い、理解を得ているか	書類・聴取
	②入居後の説明・指導・啓発等	入居後、入居者に対し必要に応じ、ごみ・資源物の分別・排出方法について、説明・指導・啓発等を行っているか	書類・聴取
(2) 集積所等 の管理状 況等	③集積所の設置状況	設置箇所(建物敷地内の設置・収集経路沿いの設置等)や集積容器又はごみ用ネットの容量が入居戸数に対応しているか等、基準を満たしているか	現地確認
	④不適正排出・不法投棄等の対策	集積容器及び集積所に、集合住宅専用看板等の表示やごみ・資源物の不適正排出及び不法投棄への対策は取られているか	現地確認
	⑤放置ごみ等の適正処理	集積所に放置されているごみは、管理者・所有者等で速やかに適正に処理されているか	現地確認・聴取
(3) 入居者等 の排出状 況	⑥ごみ・資源物の適正排出	指定袋等を使用し適正な分別・排出がされているか	現地確認

2. 審査方法

- ①認定要件(1)は、集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定申請書(第1号様式 2/2)をもとに聴き取りにより審査します。(申請から2ヶ月の間に1回審査)
- ②認定要件(2)・(3)は、現地確認により審査します。(申請2ヶ月の間に3回審査)
- ③①～②の審査終了後、認定に係る総合判定評価をし合否を決定します。

3. 採点基準

3点	2点	1点
ほぼ出来ている	ある程度できている	ほとんど出来ていない

4. 判定基準

審査判定結果	合計点数
認定	30点以上
否認定	29点以下

5. 判定方法

- ①審査は市職員1名及び各町内会の環境美化等推進員1名の計2人により行います。
- ②審査6項目、各3点満点として審査し点数を付けます。
- ③審査6項目の合計点数を出します。
(合計点数の最高点数は36点、最低点数は12点となります。)
- ④合計点数36点満点中、30点以上で認定とします。
- ⑤合計点数が29点以下となった場合は否認定となります。
- ⑥否認定の時、再審査を希望される場合は、後日再審査を行います。
- ⑦再審査は、同様の審査を行い30点以上で認定、29点以下で否認定とします。
- ⑧ただし、審査項目③～⑥のうち2項目以上で、ほとんど出来ていない(1点)と判定された場合は、合計点数が30点以上であっても否認定とします。

◆認定期間

認定期間は1年間とします。

◆再認定

認定期間満了時に、同様の審査を行い適合すると認められた場合は再認定します。

◆認定住宅の公表

認定された集合住宅は、市のホームページで公表します。

◆その他

- ①この制度は申請主義としています。
- ②今後も制度の周知・案内等の PR は随時行っていきます。

